

News

幸田次官 今年の厚生行政語る

自由な競争で質を問う時代

厚生省の幸田事務次官は十九日に記者会見し、昨年末に決まった六十三年度の厚生省予算を中心に新しい年の厚生行政の方向を明らかにした。

この中で幸田次官は、これからの医療の方向について、「自由な競争を働かせて質的なものを問う時代である」と強調、量的拡大を目標としてきた厚生省の五十年の歴史の中で「新しい施策・体制が確立できた」と来年度予算の特徴を明らかにした。

そして、医療の質を問う例として病院給食をとりあげ、「国民が求めているのは時間が遅くて、温かい夕食であり、これと医療保険をどう組み合わせるかだ」と述べ、四月の診療報酬改定の中で病院給食の見直しを行う方向を示唆した。これは、高度先進医療・差額病床の特定療養費制度を活用して、給食の患者の自己負担・選択、病院間のサービソ向上を図ろうというも

ので、もし実現すると画期的なものになろう。

また注目の国保制度の改革については、「低所得対策と地域差調整の二本柱は残っており、厚生省の主張は通った」との見解を述べるとともに、「国民に負担を求める法改正ではなく、円滑な審議が期待できる」と国保改正の早期成立に自信をのぞかせた。

昨年度夏に国民医療総合対策本部の中間報告についても、その実施は①来年度予算②中医協・診療報酬③大病院との協議の三つに分けて考えていく方針を明らかにし、「最終報告はその推移をみて考えていく」と長期的な構えを強調した。これに関連して、先にまとまった厚生省若手の長期政策ビジョンでも、「オーソライズしていないが今後の方向は一致している」と、競争原理の導入・誘導策、自由化・多元化がこれからの厚生行政の姿勢であることを強調

した。
幸田次官の発言要旨は、次のとおり。

国保改正案の
会期内成立めざす

一、六十三年度の厚生省予算
(一)来年度の厚生省予算は、十兆三千二百一十一億円で、二・九%、二千九百四十六億円の伸びである。国の一般歳出の増加額は三千九百八十七億円

であり、この増加分の四分の三を厚生省が占めている。きびしい中で必要な予算は確保できた。

(一)来年度予算には検討費・調査費が非常に多いが、国保の制度改革があり、税制では厚年基金の育成、そして機構改革では老人関係部の設置、社会保険庁の機構改革など厚生省五十年の歴史の中で新しい船出に向けて新しい施策・体制が確立できたと思う。企業年金の育成にも大きな一歩を踏み出し、長寿社会に向けて老人の保健・福祉の一体化が厚生省の中でできると期待している。

(一)最近の社会経済は、高齢化

・国際化・科学化の特徴があり、高齢化ではきめの細かい対策を用意している。国際化

ではWHOのエイズ特別拠出金を二十万ドルから百二十五万ドルと六倍以上の額となった。科学化についても、厚生科学研究費を伸ばし、小児医療研究費は一〇・五%の伸びである。これからの時代に合った予算が組めた。

一、国保改正案について

(一)厚生省が当初示した改革案は、収入面では低所得者対策、支出面では医療費の地域差対策が二つの柱で、そのほか高額医療費の共同事業、老人保健拠出金の見直しなどがあつた。昨年末に決まった厚生・大蔵・自治三省合意の改革では、形は変わっている

が、低所得者と地域差対策の二本柱は残っており、厚生省の主張は通った。落ちつくところへ落ちついたままあまの姿である。

(一)今度の改革では、国保の五十年の歴史の中で国・都道府県・市町村の三者の協力関係が初めて実現した。これで国保の長期的安定に向けて改革

ができ、国保の構造対策として評価できる。

(一)国保改革案は社会保障制度審議会に諮問し、自治・大蔵両省と調整して二月九日の閣議で決定、国会に提出する予定だ。国会審議の見通しは、いくつかの論点はあるが、国・都道府県・市町村の役割分担、国保の長期的安定を願うのは与野党、国・地方とも同じである。審議が円滑に進むことを期待している。

(一)国保改正案は予算関連法案なので会期内の成立をめざす。国民に大きな負担を求めない法改正ではなく、医療機関への影響などよりも国・都道府県・市町村の役割・負担の問題である。

(一)今回の改革で地方へのツケ回しの議論、医療保険一元化への展望・位置づけがいわれているが、国保の構造対策であり、地方財政面で政府は財源措置をしており、地方の理解は得られる。一元化のいはんの問題は国保であり、今度の改革で国保の長期的安定が得られるので条件はととのつた。広い意味で国保改革は

一元化の一環である。老人保健拠出金の按分率一〇〇％が六十五年度からとなっているが、国保が安定すると一元化の道が開かれてくる。

病院給食の見直し
次の診療報酬改定で

一、国民医療総合対策本部の中間報告

(一)地域医療計画で知事の勧告をうけた病院について保険医療機関の指定を拒否することは、すでに昨年九月に関係省令を改正し実施している。

(二)六十三年度予算で措置したものは、訪問看護のモデル事業について総合的な在宅ケア・地域ケアを主治医との連携の下で行うことで二億円の予算がついている。また、老人医療のガイドラインの作成、リハビリテーション・マニュアルの作成なども予算化している。

(一)次の診療報酬改定では、病院の給食の改善など保険局と老人保健部が作業して、中医協に諮問し四月から実施していく。

(二)大学病院の問題では、病院

側とこれまで三回の協議をしているが、結論は出ていない。一部は診療報酬で決着するものもあり、実施するもの、検討するものを協議していききたい。国家試験のあり方は六十四年春の試験からどんなものができるか、出題検討委員会を検討している。

(三)最終報告については、六十三年度予算でやれるものを作り、大学病院との協議、中医協の診療報酬改定などの推移をみて考えていききたい。

一、厚生行政の政策ビジョン研究会の提言

(一)日本の社会保障は、ヨーロッパに追いつき追いこせの路線で今日までやってきた。厚生省も半世紀の歴史を刻み、新しい出発の時期だ。この際、発想を転換し、省内の活性化をねらって若い諸君に議論してもらった。提言はまだ厚生省としてオーソライズしたものでないが、よいものができた。

(二)これまで量的拡大に目を奪われてきたが、これからは質の時代である。医療、年金、民活などどんな方向にカネを

使うのがよいか、質の時代をふまえて考えていく。規制・統制がめだつ厚生省であったが、これからは誘導策、競争原理を導入したい。また統一化・公平化を強調してきたが、自由化・多元化を考えていく。提言は今後の厚生行政の方向・考え方と一致している。

(三)この五、六年、行財政改革という大きな流れの中で経費節減が先にきて、新しい発想・施策は出にくい環境にあった。厚生省内でこれだけ活気のある議論ができるのは頼もしいし、発想としてもよいものが出てきたと思っている。

一、税制改革について

(一)長寿社会で人口の高齢化が進み、その費用は増えている。必要な費用を税制面でどうまかなうか、公平・公正・簡素に負担していくことにつきると思う。福祉目的税もひとつの選択肢であり、国会の議論をみつめて考えていきたい。これからの長寿社会をひかえ、国民のコンセンサスが得られるかどうかだ。

一、診療報酬・医療費適正化

(一)薬価引下げは薬価調査の結果であり、一〇〜一二％は常識的な線だと思ふ。しかしあくまで平均値であり、個別の数字は知らないが、薬効群、企業規模別にみていく必要がある。

(二)医療は、量的拡大よりも質的充実の時代である。昭和三十〜四十年代には医療保険の給付改善、医師の増加など量的拡大を図ってきたが、これからは自由な競争を働かせて質的なものを問う時代である

(三)医療費の適正化について国保では医療費の地域格差の調整を行うが、適正化という医療費をいかに削るかということになってしまっている。

しかし、日本の医療をどう考えるかが重要であり、病院給食も時間が早い・冷たい・ま

ずいといわれ、国民が求めているのは、遅く・温かいものだ。その方向にいく時代がきており、これと医療保険をどう組み合わせるか、医療の質を考えていく時代である。

(一)国民も、平等であればよいということでは納得しないのではないか。新しい老人保健施設も国民の求めているものにマッチさせていきたい。

にマッチさせていきたい。

検査料金引下げ反対

衛生検査所協会が決議

民間衛生検査所の約六割(八百)で組織する日本衛生検査所協会(山本義敬会長)

はこのほど大会を開き、①現行の検査保険点数には不適切な部分もあるので、その適正化をはかる必要があるが、検査料金の引下げが行われることのないよう強く望む②外部委託の検査料金について、医療施設の取り分と衛生検査所の取り分を将来的には明確に区分していくことを求めるとの決議を行った。

厚生省は、社会保険審議会の被保険者代表委員について十九日付で次のとおり発令した。

▽高木剛(センセン同盟産業政策局長)▽黒部正也(全国化学一般労働組合同盟副会長)

▽山本萬里(全日本海員組合副組合長)

高木委員は、中根委員の後任、黒部委員、山本委員は任期満了に伴う再任である。

社保審委員を委嘱

厚生省は、社会保険審議会の被保険者代表委員について十九日付で次のとおり発令した。

▽高木剛(センセン同盟産業政策局長)▽黒部正也(全国化学一般労働組合同盟副会長)

▽山本萬里(全日本海員組合副組合長)

高木委員は、中根委員の後任、黒部委員、山本委員は任期満了に伴う再任である。

社保審委員を委嘱

厚生省は、社会保険審議会の被保険者代表委員について十九日付で次のとおり発令した。

▽高木剛(センセン同盟産業政策局長)▽黒部正也(全国化学一般労働組合同盟副会長)

▽山本萬里(全日本海員組合副組合長)

高木委員は、中根委員の後任、黒部委員、山本委員は任期満了に伴う再任である。

社保審委員を委嘱

厚生省は、社会保険審議会の被保険者代表委員について十九日付で次のとおり発令した。

▽高木剛(センセン同盟産業政策局長)▽黒部正也(全国化学一般労働組合同盟副会長)

▽山本萬里(全日本海員組合副組合長)

高木委員は、中根委員の後任、黒部委員、山本委員は任期満了に伴う再任である。

社保審委員を委嘱

厚生省は、社会保険審議会の被保険者代表委員について十九日付で次のとおり発令した。

▽高木剛(センセン同盟産業政策局長)▽黒部正也(全国化学一般労働組合同盟副会長)

▽山本萬里(全日本海員組合副組合長)

高木委員は、中根委員の後任、黒部委員、山本委員は任期満了に伴う再任である。